

平成24年度

固定資産価格等の縦覧と 課税台帳閲覧のご案内

■問い合わせ

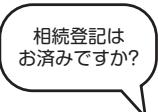
税務課 資産税係 ☎75-2176

4月2日から新年度の固定資産価格や、課税台帳の内容を確認することができます。

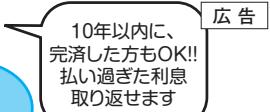
	縦 覧	閲 覧
内 容	納税者が、他の土地や家屋の評価額を比較することにより、自分が所有する土地や家屋の評価額が適正であるかを確認できる制度です。	納税義務者等が、固定資産課税台帳のうち、自分の資産について記載された部分を見ることができる制度です。
実施期間 ※土・日・祝日を除く	4月2日(月)～5月31日(木)	年間を通じて
場所および時間	多久市役所 税務課(本庁1階)	8時30分～17時15分
利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> 納税者 納税者からの委任を受けた方 納税管理人および納税者・納税義務者の同居親族の方は、納税通知書または、課税明細書を提示すれば代理人として縦覧できます。 <p>※土地のみを所有する納税者は家屋の縦覧はできません。家屋のみを所有する納税者は土地の縦覧はできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者 納税義務者からの委任を受けた方 借地、借家人等(使用または収益の対象となる部分のみ) 納税管理人および納税者・納税義務者の同居親族の方は、納税通知書を提示すれば納税義務者の代理人として閲覧できます。
持つて来るもの	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認ができるもの(運転免許証等) 委任状(委任を受けた方のみ) 納税通知書または課税明細書(納税管理人・同居親族) 賃貸借契約書等(借地・借家している方は閲覧のみ可能) 	
手数料 ※字図等閲覧、 コピー代は別途	無 料 (コピーや写しの交付はできません)	①縦覧期間中の平成24年度分は無料 ②縦覧期間以外は1件につき300円。 また期間中であっても、平成23年度以前の分は1件につき300円。
見ることが できる書類	<ul style="list-style-type: none"> 土地価格等縦覧帳簿(所在地、地番、地目、地積、評価額) 家屋価格等縦覧帳簿(所在地、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額) <p>※所有者、税額は掲載されません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 課税台帳(住所、氏名、所在地、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額)

「納税義務者」：固定資産を所有している方

「納 稅 者」：納税義務者のうち、土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、免税点以上のため、実際に課税されている方



あなたの借金生活、見直してみませんか？

















司法書士法人 MCP

佐賀MCP 検索

0952-75-2170

【佐賀事務所】佐賀県多久市北多久町小侍45-129 司法書士米満安浩／認定番号第130027号

追加融資で、借りれない！・夫に承諾なんて、得られない！

・住宅を処分せずに借金を整理したい！

・少しでも、借金の悩みから解放されたい！



多久市の収入の一部とするため、有料広告を掲載しています。

詳しくは、総務課広報広聴係 ☎75-2280 ☎koho@city.taku.lg.jp